



ランドマーク税理士法人 代表税理士
立教大学大学院 客員教授

清田幸弘氏(せいいたゆきひろ)

ランドマーク税理士法人グループとして13の本支店を運営、相続税申告件数累計6,800件超と、全国トップクラスの実績を持つ、相続実務のプロフェッショナルを育成するために「丸の内相続大学院」を開校し、後進の育成を通じて業界全体の底上げに貢献している。

好評発売中! 改訂2版

2023年度税制改正に対応!

「相続専門の税理士、父の相続を担当する」

ランドマーク税理士法人 代表税理士
立教大学大学院 客員教授
清田 幸弘 著



【相続開始時期による生前贈与加算期間の段階的延長】

	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)	
事例① 2027年6月1日相続発生					×				3年5ヶ月間加算
事例② 2028年1月1日相続発生						×			4年間加算
事例③ 2029年1月1日相続発生							×		5年間加算
事例④ 2030年1月1日相続発生								×	6年間加算
事例⑤ 2031年1月1日相続発生								×	7年間加算

(注) ×は改正により延長される期間(この期間内の贈与は100万円を控除して残額を加算)

出典:一般財団法人大蔵財務協会

相続時精算課税制度では、制度選択以降のすべての贈与財産の価額を相続財産に加算して(累積2,500万円までの特別控除分も加算)相続税を計算します。今回、各年ごとの基礎控除110万円が新設され、この範囲内なら各年の申告が不要で、この基礎控除分は相続財産に加

相続時精算課税制度に 各年の基礎控除が新設

算しないこととなったので、今後は相続時精算課税制度を選択して、贈与を早め始める方が増えることも予想されます。一度選択すると、その特定贈与者からの贈与については暦年課税に変更できないため、税理士や専門家に相談されることをお勧めします。

資産の世代間移転
方法の主流は贈与で

暦年課税制度の生前贈与 加算期間が7年に延長

す。贈与税には暦年課税制度と相続時精算課税制度の2つの制度があり、両制度とも24年1月1日以後の贈与について大幅に見直されました。まず暦年課税制度では、相続または遺贈によって財産を取得した人が、被相続人から贈与を受けていた

場合、相続財産に贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算すべき期間が、亡くなる前3年以内から同7年以内へ延長されました。27年1月以降の相続開始から段階的に延長されていきます(図参照)。将来の不透明性が増すため、早目に贈与を開始しようとする人は増えると思われる

2023年公示地価発表! 相続対策の 最前線



不動産の価格推移が分かる公示地価発表は、相続について考えるタイミングの一つです。「2023年度税制改正大綱」では、相続税・贈与税について15年以内の大改正がありました。資産の世代間移転を促進する狙いとともに、資産移転時期の選択に中立的な税制構築を趣旨として行われたことが特徴です。相続対策として今知っておくべき改正ポイントを税理士の清田幸弘氏に解説していただきます。

ランドマーク税理士法人 定例セミナーのお知らせ

※事前予約制

テーマ:「令和5年度 税制改正のポイント」

令和5年度の税制改正大綱をもとに、改正内容の重要なポイントと対策を解説いたします。

日時:2023年4月18日(火)

セミナー:14:00~15:00 個別相談:15:00~16:00

会場:ランドマーク税理士法人 東京丸の内事務所

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階

お問い合わせ先

ランドマーク
税理士法人

TEL:0120-48-7271

https://www.landmark-tax.com/

ランドマーク税理士法人 検索

東京丸の内事務所・新宿駅前事務所・池袋駅前事務所・町田駅前事務所・タワー事務所・横浜駅前事務所・横浜線事務所・新横浜駅前事務所
武蔵小杉駅前事務所・大宮駅前事務所・行政書士法人 湘南台駅前事務所・行政書士法人 朝霞駅前事務所・行政書士法人 鶴見駅前事務所

東京税理士会所属

広告